

新型コロナウイルス感染防止に関する対策について

国及び県の緊急非常事態宣言が発出される中、市民の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご理解とご協力を頂き心から感謝を申し上げます。

また、感染へのリスクを抱えながら市民の感染防止の為に、医療現場で戦っている医療関係者の皆様、そして高齢者施設やその他の社会福祉施設で頑張っておられるスタッフの皆様、加えて社会機能維持の為に日々奮闘されておられる多くの皆様に感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染は、依然として全世界で拡大し沖縄県においても緊急事態宣言に続いて「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県実施方針」が発表されるなど厳しい状況が続いています。

本市においては、市民の皆様や各種団体の感染防止に向けた積極的な取組もあり、幸いなことに感染者はまだ発生しておりません。

しかしながら、これからゴールデンウィークを迎え、例年ですとレジャー及び行楽の時季を迎えることから観光地や行楽地等で感染リスクの増大が懸念されます。

観光客等島外からの来島者については、これまでの来島自粛の願いもあり減少傾向にはありますが、航空会社等からの情報によると八重山地区と比べると航空便の利用が多い状況が続いており、依然として島外からの新型コロナウイルスの侵入が懸念される状況となっています。

国、県においてもこのゴールデンウィーク期間中の感染防止への取組が重要であるとしております。

そこで、宮古島市においては、ゴールデンウィーク期間中の感染防止の取組強化の為に、改めて以下の協力のお願いと対策を行うことになりました。

1. ゴールデンウィーク期間中を利用して宮古島への観光を予定されてい

る観光客の皆様には、離島である宮古島市では、ひとたび感染が発生すると医療崩壊を招く可能性が大きいという脆弱な医療体制をご理解頂き、改めて宮古島への来島を取り止め、又は延期して頂きますよう強くお願いします。

また、長い休み期間を利用してふるさと宮古島への帰省を計画している出身者の皆様にも、感染が発生していない宮古島に新型コロナウイルスを持ち込み、ふるさとの家族や親戚、知人等に感染させるというリスクを防ぐためにも帰省を延期して頂きますようお願いいたします。

2. これと関連して、観光客等島外からの来島者を抑制するとともにゴールデンウィーク期間中の行楽地や観光地での市民の皆様の感染リスクを抑制するために観光地や観光施設、公園等を4月29日（水）から5月10日（日）までの期間閉鎖とさせていただきます。（詳しくは別紙の一覧資料を参考）

3. 乳幼児や子ども感染防止の観点から公立保育所を含め市内の認可保育所、子ども園等において、医療従事者等の社会生活を維持する為に就業を継続することが必要な保護者や特別な事情のある保護者の児童に限定した「特別保育」を4月30日（木）から5月9日（土）までの間、実施することと致しました。

なお、放課後児童クラブ、公立幼稚園での預かり保育についても学校休業期間中、同様の取扱いとします。

また、認可外保育所についても、同様の対応をして頂きますようお願い致します。

今回の「特別保育」の実施は、感染予防を図るとともに教育・保育施設の機能維持の為であり、どうか保護者の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

宮古島市においては、本日、27日（月）から5月6日（水）までの予定で職員の在宅勤務をスタートさせております。これは、役所職員の感染による市役所機能の停止を防ぎ、万が一の時にも、市民の皆様への行政サービス

を停滞させること無く続けるための対策です。新型コロナウイルスによる感染症の拡大が続き、先の見通しが見えない中で市民の皆様には、もうしばらく不自由をおかけし、ご協力をお願いすることになりますが、これまでの取組が無駄にしないためにも、ご理解とご協力をお願いします。

引き続き、市民の皆様には、手指洗いや咳エチケットの徹底、密閉・密集・密接の3つの密を避け外出を控えるなどゴールデンウィーク期間中の感染防止策の実施について、更なるご理解とご協力をお願いします。